

○公正取引委員会規則第 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の四第一項から第四項まで、第七条の五第一項、第二項及び第八項並びに第七十条の六及び第七十六条第一項の規定に基づき、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第七号）の全部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

公正取引委員会委員長 杉本 和行

課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則

（定義）

第一条 この規則において使用する用語であつて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において用いるものとする。

（期間の計算）

第二条 期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定に従う。

2 前項の規定にかかわらず、期間の計算においては、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。次項において同じ。）に当たる日数は参入しない。

3 第一項の規定にかかわらず、期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日に関する法律第二条の規定を適用する。

（用語）

第三条 課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出の手續（法第七条の四及び第七条の五（これらの規定を法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の手續をいう。次項において同じ。）においては、日本語を用いる。

2 前項の規定にかかわらず、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出の手續において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

（調査開始日前の違反行為の概要についての報告）

- 第四条 法第七条の四第一項第一号又は第二項第一号から第四号まで（これらの規定を法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事実の報告及び資料の提出を行おうとする者（当該違反行為に係る事件についての調査開始日（法第七条の四第一項第一号に規定する調査開始日をいう。）前に法第七条の四第四項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により共同して事実の報告及び資料の提出を行おうとする者を含む。第六条第一項において同じ。）は、様式第一号による報告書を電子メールを利用して委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第七条第二項及び第九条第一項第四号において同じ。）宛てに送信することにより委員会に提出しなければならない。
- 2 電子メールを利用して前項に規定する報告書が提出された場合は、委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該報告書が委員会に提出されたものとみなす。

- 3 第一項に規定する報告書を提出した者は、遅滞なく、当該報告書の原本を委員会に提出しなければならない

ない。

（提出の順位及び提出期限の通知）

第五条 委員会は、前条第一項に規定する報告書を受理したときは、当該報告書を提出した者に対し、当該報告書の提出の順位並びに様式第二号による報告書による当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うべき期限（次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項において「提出期限」という。）を通知するものとする。

（調査開始日前の事実の報告及び資料の提出）

第六条 法第七条の四第一項第一号又は第二項第一号から第四号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行おうとする者は、提出期限までに、様式第二号による報告書及び資料を委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、様式第二号の記載事項のうち同様式の「備考」に掲げる事項について口頭による報告をもって当該事項に係る記載に代え、又は、同項の資料のうち口頭による陳述をもって代えることができるものについて口頭による陳述をもって当該資料の提出に代えることにつき、それを必要とする特段

の事情があると委員会が認めるときは、当該口頭による報告又は陳述をもって当該事項に係る記載又は当該資料の提出に代えることができる。ただし、口頭による報告又は陳述を行おうとする者が提出期限までに事務総局審査局管理企画課課徴金減免管理官（以下「課徴金減免管理官」という。）に出頭して当該口頭による報告又は陳述をした場合に限る。

3 前項の場合には、課徴金減免管理官は、当該口頭による報告又は陳述の内容について記録するものとする。

4 二以上の事業者が、法第七条の四第四項の規定により共同して事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合には、前二項による口頭による報告は、当該二以上の事業者が共同して選任した代理人又は当該二以上の事業者のうち第十条後段の規定により連絡先となる事業者がする口頭による報告をもって行うものとする。

（調査開始日以後の事実の報告及び資料の提出）

第七条 法第七条の四第三項第一号又は第二号（これらの規定を法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事実の報告及び資料の提出を行おうとする者（当該違反行為に係る

事件についての調査開始日（法第七条の四第三項の調査開始日をいう。次条において同じ。）以後に法第七条の四第四項の規定により共同して事実の報告及び資料の提出を行おうとする者を含む。）は、次条に規定する期日までに、様式第三号による報告書及び資料を委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書は、電子メールを利用して委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス宛てに送信することにより提出しなければならない。

3 前条第二項から第四項までの規定は第一項の場合について、第四条第二項及び第三項の規定は前項の方法により報告書が提出される場合について準用する。この場合において、前条第二項中「提出期限までに」とあるのは「第八条に規定する期日までに」と読み替えるものとする。

（調査開始日以後の事実の報告及び資料の提出を行うべき期限）

第八条 法第七条の四第三項第一号又は第二号に規定する公正取引委員会規則で定める期日は、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から起算して二十日を経過した日とする。

（報告書及び資料の提出の方法）

第九条 第六条第一項に規定する報告書及び資料並びに第七条第一項に規定する資料を提出する場合には、

次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により提出しなければならない。

一 課徴金減免管理官に直接持参する方法

二 課徴金減免管理官に書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三 ファクシミリを利用して委員会があらかじめ指定したファクシミリの番号宛てに送信する方法

四 電子メールを利用して委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス宛てに送信する方法

2 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出された場合は、委員会が受信した時に、当該報告書及び資料が委員会に提出されたものとみなす。

3 第四条第二項の規定は、第一項第四号の方法により報告書及び資料が提出される場合に準用する。
（共同による事実の報告及び資料の提出）

第十条 法第七条の四第四項の規定により共同して事実の報告及び資料の提出を行おうとする二以上の事業

者は、様式第一号、様式第二号又は様式第三号による報告書を、いずれも連名で提出しなければならない。この場合においては、当該二以上の事業者は、当該事実の報告及び資料の提出に関して共同して代理人を選任している場合を除き、連絡先となる一の事業者を定めなければならない。

（事実の報告又は資料の提出の追加を求める書面の送達）

第十一条 委員会は、法第七条の四第六項の規定により当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めるときは、その旨を記載した書面を、第六条に規定する報告書及び資料を提出した者又は第七条に規定する報告書及び資料を提出した者に送達しなければならない。

（報告書及び資料の提出の順位等）

第十二条 提出期限までに第六条に規定する報告書及び資料を提出した者が二以上あるときは、これらが法第七条の四第一項第一号又は第二項第一号から第三号までに規定する事実の報告及び資料の提出のいずれに該当するかは、第四条第一項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

2 第八条に規定する期日までに第七条に規定する報告書及び資料を提出した者が二以上あるときは、これらの者に対する法第七条の四第三項第一号の規定の適用の順序は、第七条第一項に規定する報告書の提出

の先後により、これを定める。

（法第七条の四第五項の通知の送達）

第十三条 委員会は、法第七条の四第五項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき通知する場合は、文書を送達して行わなければならない。

（協議の申出）

第十四条 報告等事業者であつて、法第七条の五第一項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の協議の申出を行おうとする者は、法第七条の四第五項の規定による通知を受けた日（当該通知を受けた事業者が法人である場合において、当該事業者が法第七条の八第三項又は第四項に規定する事由により消滅したときは、当該事業者が当該通知を受けた日）から、同日から起算して十日を経過する日までの間に、様式第四号による申出書を委員会に提出しなければならない。

（特定代理人の資格の証明等）

第十五条 特定代理人の資格は、書面でこれを証明しなければならない。

2 特定代理人がその資格を失ったときは、当該特定代理人を選任した報告等事業者は、速やかに、書面に

よりその旨を委員会に届け出なければならない。

（協議における報告等事業者の説明の内容の記録）

第十六条 委員会は、協議における報告等事業者の説明の内容を記録する場合にあつては、その内容について、当該報告等事業者に確認を求めるものとする。

（事件の真相の解明に資する事項）

第十七条 法第七条の五第一項に規定する事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 違反行為の対象となった商品又は役務
- 二 違反行為の態様
- 三 違反行為の参加者
- 四 違反行為の時期
- 五 違反行為の実施状況
- 六 前各号に掲げるもののほか違反行為に係る事項

七 課徴金額の算定の基礎となる額

八 課徴金額の算定率

（法第七条の五第一項の合意等）

第十八条 法第七条の五第一項の合意（法第七条の五第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。次条において「合意」という。）は、委員会が作成した正本及び副本のそれぞれに委員会及び報告等事業者（特定代理人を指定した場合にあつては、委員会並びに報告等事業者及び特定代理人）が署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

2 前項において署名又は記名押印した正本については委員会が、同項において署名又は記名押印した副本については報告等事業者が、保管するものとする。

（評価後割合の上限の割合の決定方法）

第十九条 委員会は、評価後割合の上限の割合を合意において定める場合は、百分の五を単位として、特定割合に加算して得た割合が上限割合以下の割合となる割合を、報告等事業者に対し示すものとする。

様式第 1 号（用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。）

課徴金の減免に係る報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称

住所又は所在地

法人番号

代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名

住所又は所在地（郵便番号）

担当者の役職名及び氏名

電話番号

電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 7 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号から第 4 号まで（これらの規定を同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

○ 報告する違反行為の概要

1 当該行為の対象となった 商品又は役務	
2 当該行為の態様	(1)
	(2)
3 開始時期（終了時期）	年 月（～ 年 月まで）

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

○ 報告する違反行為の概要

1 当該行為の対象となった商品又は役務

当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように具体的に記載すること。

2 当該行為の態様

(1) 当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を2(1)の欄に記載すること。

(2) 例えば

ア 当該行為が価格引上げカルテルである場合は、カルテル参加者、対象地域、価格の引上げ時期、引上げ幅

イ 当該行為が入札談合である場合は、入札談合参加者、対象となる物件の発注者等が分かるように、2(2)の欄に具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、2(2)の欄に具体的に記載すること。

3 開始時期（終了時期）

(1) 当該行為に係る取決めをした時期を記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

(2) 報告者が当該行為を既にしていない場合は、終了時期を（ ）内に記載すること。

(3) 本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記し、それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

備考

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により共同して、違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は

(1) 各報告者の連名で本報告書を作成すること。また、本則第10条に規定する連絡先となる一の事業者については、記名押印に当たってその旨も付記すること。

(2) 連絡先部署名は、本則第10条に規定する連絡先となる一の事業者のものを記載すること。

(3) 共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面を添付すること。

2 代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番

号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。

- 3 記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 4 本報告書を電子メールで送信する際は、誤送信することのないようにすること。

様式第 2 号（用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。）

課徴金の減免に係る報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名 印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 7 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号から第 4 号まで（これらの規定を同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

1 報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の対象となった商品又は役務	
(2) 当該行為の態様	ア
	イ
(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
(4) 開始時期（終了時期）	年 月 日（～ 年 月 日まで）

2 報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

報告者名	現在の役職名 及び 所属する部署	関与していた当時の役職名 及び所属していた部署 (当該役職にあった時期)	氏 名

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

事業者名	現在の役職名 及び 所属する部署	関与していた当時の役職名 及び所属していた部署 (当該役職にあった時期)	氏 名

4 その他参考となるべき事項

5 提出資料

次の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備 考

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

1 報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の対象となった商品又は役務

ア 当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように1(1)の欄に具体的に記載すること。

例えば、ある商品について、流通業者を通じて販売する流通経路と需要者に直接販売する流通経路があり、後者の流通経路を通じて販売する商品のみを対象として価格引上げカルテルを行ったのであれば、そのことが分かるように記載すること。

また、当該行為が入札談合である場合は、対象となる発注物件について、発注者、発注部署、競争入札の方法（制限付一般競争入札、希望型指名競争入札、指名競争入札等）、工事の種類等を具体的に記載すること。

イ 当該行為の対象商品又は役務の範囲に含まれるが、特に取決めの対象外となっているもの（例えば、輸出向けのもの、特定の用途向けのもの、特定の事業者が相指名業者となった発注物件等）があれば、そのことが分かるように1(1)の欄に記載すること。

(2) 当該行為の態様

ア 当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を1(2)アの欄に記載すること。

イ 例えば

① 当該行為が価格引上げカルテルである場合は、合意の内容（価格の引上げ時期、引上げ幅等）

② 当該行為が入札談合である場合は、受注予定者の選定方法（ルールの内容）等が分かるように、1(2)イの欄に具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の関与の内容について、1(2)イの欄に具体的に記載すること。

(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地

当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所又は所在地等について1(3)の欄に具体的に記載すること。

(4) 開始時期（終了時期）

ア 当該行為に係る取決めをした時期を1(4)の欄に記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

イ 報告者が当該行為を既にしていない場合は、終了時期を1(4)の欄の（ ）内に記載すること。例えば、事業者として当該行為をしないことを決定した日があれば、これを記載すること。

ウ 本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記し、それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告

者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

2 報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も可能な範囲で記載すること。

(2) 連名により報告を行う場合は、全ての報告者についてそれぞれ記載すること。

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も、可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。

(2) 事業者団体の役職員が関与している場合は、その者についても記載すること。

4 その他参考となるべき事項

(1) 例えば、当該行為の実施状況、共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況、業界の概要、関係する事業者団体の概要、連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等、参考となるべき事項を記載すること。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項第1号から第4号までに定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実がある場合は、その内容についても記載すること。

5 提出資料

(1) ①当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役職員が署名押印した当該行為に関する報告書等、前記1から4までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し、提出すること。

なお、日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。

(2) 前記1から4までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の7番目のものには「2-(7)」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

備考

1 本則第6条第2項に定める「「備考」に掲げる事項」（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は、前記1(2)イ、2、3及び4の事項とする。

2 様式第1号を連名で提出した場合は

(1) 本報告書も同一の報告者の連名で作成すること。また、本則第10条の規定により、様式第1号において連絡先としてその旨付記された事業者については、本報告書においても同様に付記すること。

(2) 連絡先部署名は、本則第10条の規定により、様式第1号において連絡先としてその旨付記された事業者のものを記載すること。

- (3) 共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に該当する具体的事実）を裏付ける資料を提出すること。
- 3 (1) 本則第6条第2項の口頭による報告又は陳述をする場合には、本則第5条に定める提出期限までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。
- (2) 前記5(1)②の報告書については、原則として、本則第6条第2項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては、当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。
- 4 代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。また、本則第6条第2項の口頭による報告を行う場合においても、報告の際に委任状を提出すること。
- 5 記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 6 本報告書をファクシミリ又は電子メールで送信する場合は、誤送信することのないようにすること。

様式第 3 号（用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。）

課徴金の減免に係る報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名 印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 7 条の 4 第 3 項第 1 号及び第 2 号（これらの規定を同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

1 報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の態様	ア
	イ
(2) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
(3) 開始時期（終了時期）	年 月 日（～ 年 月 日まで）

2 報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

報告者名	現在の役職名 及び 所属する部署	関与していた当時の役職名 及び所属していた部署 (当該役職にあった時期)	氏 名

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

事業者名	現在の役職名 及び 所属する部署	関与していた当時の役職名 及び所属していた部署 (当該役職にあった時期)	氏 名

4 当該行為の対象となった商品又は役務

5 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

6 その他参考となるべき事項

7 提出資料

次の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備 考

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

1 報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の態様

ア 当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を1 (1) アの欄に記載すること。

イ 例えば

① 当該行為が価格引上げカルテルである場合は、合意の内容（価格の引上げ時期、引上げ幅等）

② 当該行為が入札談合である場合は、受注予定者の選定方法（ルールの内容）等が分かるように、1 (1) イの欄に具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の関与の内容について、1 (1) イの欄に具体的に記載すること。

(2) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地

当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所又は所在地等について1 (2) の欄に具体的に記載すること。

(3) 開始時期（終了時期）

ア 当該行為に係る取決めをした時期を1 (3) の欄に記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

イ 報告者が当該行為を既にしていない場合は、終了時期を1 (3) の欄の（ ）内に記載すること。例えば、事業者として当該行為をしないことを決定した日があれば、これを記載すること。

ウ 本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記し、それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

2 報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も記載すること。

(2) 連名により報告を行う場合は、全ての報告者についてそれぞれ記載すること。

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も、可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。

(2) 事業者団体の役職員が関与している場合は、その者についても記載すること。

4 当該行為の対象となった商品又は役務

(1) 当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように具体的に記載すること。

例えば、ある商品について、流通業者を通じて販売する流通経路と需要者に直接販売す

る流通経路があり、後者の流通経路を通じて販売する商品のみを対象として価格引上げカルテルを行ったのであれば、そのことが分かるように記載すること。

また、当該行為が入札談合である場合は、対象となる発注物件について、発注者、発注部署、競争入札の方法（制限付一般競争入札、希望型指名競争入札、指名競争入札等）、工事の種類等を具体的に記載すること。

- (2) 当該行為の対象商品又は役務の範囲に含まれるが、特に取決めの対象外となっているもの（例えば、輸出向けのもの、特定の用途向けのもの、特定の事業者が相指名業者となった発注物件等）があれば、そのことが分かるように記載すること。

5 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

当該行為に係る取決めの実施状況について、具体的に記載すること。

例えば、当該行為が価格引上げカルテルである場合は、価格引上げ交渉の状況についての情報交換をしていればその状況（日時、場所、内容等）等が分かるように記載するとともに、取引先に価格を引き上げる旨通知した時期、価格引上げ交渉の状況、価格引上げの浸透状況等を記載すること。

また、当該行為が入札談合である場合は、入札に参加した発注物件について、受注予定者が決定された経過、自己が受注予定者となったときの他の者への入札価格の連絡の状況、他の者が受注予定者となったときのその者からの入札価格の連絡の状況、受注予定者を決定しその者が受注した物件、受注予定者を決定したがその者が受注することができなかった物件、受注予定者を決定することができなかった物件の状況等が分かるように記載すること。

6 その他参考となるべき事項

- (1) 例えば、当該行為の対象となった商品又は役務の原材料、製法、流通経路、価格交渉の方法・当事者、公的規格、法的規制、業界の概要、関係する事業者団体の概要、連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等、参考となるべき事項を記載すること。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項第1号から第4号までに定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実がある場合は、その内容についても記載すること。

7 提出資料

- (1) ①当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役職員が署名押印した当該行為に関する報告書等、前記1から6までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し、提出すること。

なお、日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。

- (2) 前記1から6までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の7番目のものには「2-(7)」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

備考

- 1 本則第7条第3項において準用する本則第6条第2項（以下「本則第6条第2項」という。）に定める「備考」に掲げる事項（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は、前記1(1)イ、2、3、5及び6の事項とする。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により共同して、違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は
 - (1) 各報告者の連名で本報告書を作成すること。また、本則第10条に規定する連絡先となる一の事業者については、記名押印に当たってその旨も付記すること。
 - (2) 連絡先部署名は、本則第10条に規定する連絡先となる一の事業者のものを記載すること。
 - (3) 共同して報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面及びその内容を裏付ける資料を提出すること。
- 3 (1) 本則第6条第2項の口頭による報告又は陳述をする場合には、本則第8条に定める当該違反行為に係る事件についての調査開始日から起算して20日を経過した日までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。
 - (2) 前記7(1)②の報告書については、原則として、本則第6条第2項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては、当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。
- 4 代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。また、本則第6条第2項の口頭による報告を行う場合においても、報告の際に委任状を提出すること。
- 5 記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 6 本報告書を電子メールで送信する際は、誤送信することのないようにすること。

様式第4号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

協議の申出書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称

住所又は所在地

法人番号

代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名

住所又は所在地（郵便番号）

担当者の役職及び氏名

電話番号

電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の5第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同項各号に掲げる行為について協議を申し出ます。

附 則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（令和二年 月 日）から施行する。